

令和3年度 第9回 県有林林産物 一般競争入札

## 公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和4年3月8日

# 公 売 公 告

第9回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地  
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件  
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。  
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間  
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時  
\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 3月14日 (月)	韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階 401会議室	中北 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月15日 (火)	甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 1階 103会議室	峡東 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月17日 (木)	西八代郡市川三郷町 高田111-1 西八代合同庁舎 2階 大会議室	峡南 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月18日 (金)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 4階 大会議室	富士・東部 林務環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092  
峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724  
峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187  
富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

## 5 入札参加資格

(1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」または「森林整備(70-3)」及び「その他不用品の買入(15-12)」または「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者として、入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金  
原則、免除します。

7 入札  
消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金  
原則、免除します。ただし、山梨県財務規則第109条の2(契約保証金の納付の免除)に該当しない場合、徴収します。

9 契約締結期限  
契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限  
契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納  
認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札  
認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札  
この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札  
初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項  
入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行っ

た入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### 17 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内ただし1千立方メートル以上を売り払うときは8箇月以内	① 利付国債 ② その他政府の保証のある債券 ③ 銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	①  1.00% ②  14.60% (違約金) ③  14.60%
素材	1件の売り払い代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	110	南アルプス市 秋山 雨鳴山	39 い <sub>3</sub>	1.05	すぎ	用材	22-28	4	2.11	8ヶ月 一般林 水源かん養保安林 70年生人工林
						〃	30-54	36	61.01	
						〃	56-	13	49.20	
						すぎ小計			53	
					ひのき	用材	16-20	33	8.02	(公売条件)
						〃	22-28	116	54.58	
						〃	30-54	100	94.53	
						〃	56-	1	5.36	
					ひのき小計			250	162.49	
					あかまつ	用材	10-28	1	0.65	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。
						〃	30-54	19	29.45	
						〃	56-	8	24.01	
					あかまつ小計			28	54.11	
					もみ	用材	30-54	16	25.80	2 端材・末木枝条については、土場周囲などに集積することなく、伐採区域全体において分散処理すること。
						〃	56-	8	36.00	
					もみ小計			24	61.80	
					つが	用材	10-28	1	0.34	3 索道設置、集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。
						〃	30-54	1	2.14	
					つが小計			2	2.48	
					ねずみさし	用材	30-54	1	0.85	4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。
ねずみさし小計			1	0.85						
けやき	用材	22-54	3	1.42	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法による。					
	けやき小計		3	1.42						
用材計				361	395.47					
小径木(針)	チップ等			427	118.64					
小径木(広)	チップ等			136	19.34					
小径木計				563	137.98					
合計				1.05				924	533.45	

## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	111	北杜市 武川町黒澤 鳳凰山	427 わ	0.54	すぎ	用材	16-20	5	1.24	6ヶ月 一般林 土砂流支出防備保安林 62年生人工林
						〃	22-28	76	39.91	
						〃	30-54	205	244.51	
						〃	56-	5	10.10	
						すぎ小計			291	
					ひのき	用材	16-20	22	4.97	(公売条件)
						〃	22-28	32	16.15	
						〃	30-54	32	25.92	
					ひのき小計			86	47.04	
					けやき	用材	22-54	5	5.67	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 端材・末木枝条については、土場周囲などに集積することなく、伐採区域全体において分散処理すること。 3 索道設置、集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
					けやき小計			5	5.67	
					用材計			382	348.47	
					小径木(針)	チップ等		16	29.97	
					小径木(広)	チップ等		27	0.32	
小径木計			43	30.29						
合計				0.54				425	378.76	



## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考	
峡東	207	甲州市 牛奥山	88 る2	1.04	からまつ	用材	12～28	114	69.58	10ヶ月 一般林 水源かん養保安林 58年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。 3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。	
						〃	30～54	62	78.83		
						〃	小計	176	148.41		
						用材計			176		148.41
					小径木(針)	チップ等		62	20.07		
					小径木(広)	チップ等		822	95.58		
					小径木計			884	115.65		
合計				1.04				1,060	264.06		

## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考				
峡東	208	甲州市 小敷堂	105 は1,は2 ろ2	5.11	ひのき	用材	16~20	104	26.12	15ヶ月 部分林 58~63年生人工林  (公売条件)				
						〃	22~28	971	525.30					
						〃	30~34	1,559	1,470.19					
						〃	小計	2,634	2,021.61					
					用材計			2,634	2,021.61					
														1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。 3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
					あかまつ	用材	30~54	17	13.42					
						〃	小計	17	13.42					
						用材計		17	13.42					
					くり	用材	22~54	17	13.24					
						〃	小計	17	13.24					
						用材計		17	13.24					
小径木(針)	チップ等		1,383	428.31										
小径木(広)	チップ等		2,761	286.84										
小径木計			4,144	715.15										
合計				5.11				6,812	2,763.42					

## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考	
峡南	303	富士川町 大日向	114 ろ4	2.64	からまつ	用材	12~28	1,070	418.91	搬出期間 10ヶ月 一般林	
						〃	30~54	187	145.35		
							小計	1,257	564.26		
					つが	用材	30~54	1	1.89	水源かん養保安林 58年生人工林	
						〃	56~	3	10.75		
							小計	4	12.64		
						用材 計			1,261	576.90	(公売条件)
						小径木(針)	チップ等		987	148.24	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。 3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						小径木(広)	チップ等		636	24.96	
						小径木 計			1,623	173.20	
合計				2.64				2,884	750.10		

## 第9回 (3月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡南	304	富士川町 八町山	123 い28外	4.66	すぎ	用材	22～28	7	4.60	搬出期間 15ヶ月 部分林
						〃	36～40	22	34.82	
							小計	29	39.42	
					ひのき	用材	16～20	49	11.62	水源かん養保安林 61,62年生人工林 (公売条件)
						〃	22～28	158	75.34	
						〃	30～34	121	99.59	
							小計	328	186.55	
					あかまつ	用材	12～28	506	267.72	1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の 崩落防止、表土の 流出防止等、林地 保全に十分配慮 し、必要に応じて対 策等を講ずること。
						〃	30～54	1,261	1,312.05	
							小計	1,767	1,579.77	
					用材 計			2,124	1,805.74	
					小径木(針)	チップ等		1,148	350.43	2 残存する末木枝 条については、伐 採区域内全体にお いて分散処分する こと。
					小径木(広)	チップ等		2,981	140.26	
					小径木 計			4,129	490.69	
					3 集材搬出路、造 材作業箇所、材の 集積箇所等につい ては、林務環境事 務所と協議するこ と。 4 既設林道、作業 道等を使用する場 合は、関係機関に 必要な手続きを行 うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。					
合計				4.66				6,253	2,296.43	

第9回

(3月分)

一般公売

(立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考
富士・ 東部	412	都留市 一杯窪	20 に1	2.91	あかまつ	用材	30～54	29	68.68	14ヶ月
						〃	56～	29	89.92	一般林
						小計		58	158.60	水源かん養 保安林
					からまつ	用材	12～28	320	144.63	71年生人工林
						〃	30～54	524	609.94	
						小計		844	754.57	
										(公売条件)
										1 伐倒木等の流 出防止、伐採法面 の崩落防止、表土 の流出防止等、林 地保全に十分配 慮し、必要に応じ て対策等を講ずる こと。
										2 残存する末木 枝条については、 伐採区域内全体 において分散処分 すること。
										3 集材搬出路、 造材作業箇所、材 の集積箇所等に ついては、事前に 林務環境事務所と 協議すること。
										4 既設林道、作 業道等を使用する 場合は、事前に関 係機関に必要な 手続きを行うこと。
										(調査方法)
										樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。
合計				2.91				4,307	1,225.70	

第9回

(3月分)

一般公売

(立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考						
富士・ 東部	413	上野原市 桧尾根	213 に1	5.87	すぎ	用材	16~20	105	29.56	15ヶ月  一般林  水源かん養 保安林   64年生人工林  (公売条件) 1 伐倒木等の流 出防止、伐採法面 の崩落防止、表土 の流出防止等、林 地保全に十分配 慮し、必要に応じ て対策等を講ずる こと。  2 残存する末木 枝条については、 伐採区域内全体 において分散処分 すること。  3 集材搬出路、 造材作業箇所、材 の集積箇所等に ついては、事前に 林務環境事務所と 協議すること。  4 既設林道、作 業道等を使用する 場合は、事前に関 係機関に必要な 手続きを行うこと。  (調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。						
						〃	22~28	922	522.01							
						〃	30~54	2,662	3,446.30							
						小計		3,689	3,997.87							
					ひのき	用材	16~20	42	8.39							
						〃	22~28	126	56.39							
						〃	30~54	63	58.70							
						小計		231	123.48							
					用材木計			3,920	4,121.35							
					小径木(針)	チップ等		1,887	663.94							
					小径木(広)	チップ等		482	70.02							
					小径木計			2,369	733.96							
					合計				5.87					6,289	4,855.31	

第9回

(3月分)

一般公売

(立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考			
富士・ 東部	414	富士吉田市 大和ヶ原	406 は4	4.36	からまつ	用材	30～54	159	232.66	12ヶ月 部分林 演習場内  96年生人工林 (公売条件) 1 北富士演習場内 のため、特に大径木 では被弾木の恐れが ある。また、演習実施 等に伴う不定期の立 入制限が発生する。  2 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。  3 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。  4 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。  5 既設林道、作業道 等を使用する場合は 、事前に関係機関に 必要な手続きを行っ こと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。			
						小計		159	232.66				
					しらべ	用材	12～28	40	4.36				
						小計		40	4.36				
					とち類	用材	32～54	40	21.40				
						小計		40	21.40				
					用材木計			239	258.42				
					小径木(針)	チップ等		79	24.57				
					小径木(広)	チップ等		2,854	666.28				
					小径木計			2,933	690.85				
					合計			3,172	949.27				

第9回 (3月分) 一般公売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考		
富士・ 東部	415	富士吉田市 梨ヶ原	409 ろ3	5.16	あかまつ	用材	56～	37	70.77	13ヶ月  部分林 演習場内  106年生人工林 (公売条件) 1 北富士演習場内 のため、特に大径木 では被弾木の恐れが ある。また、演習実施 等に伴う不定期の立 入制限が発生する。  2 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。  3 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。  4 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。  5 既設林道、作業道 等を使用する場合は 、事前に関係機関に 必要な手続きを行う こと。  (調査方法) 樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。		
						小計		37	70.77			
					からまつ	用材	30～54	258	296.33			
						〃	56～	74	150.38			
						小計		332	446.71			
					もみ	用材	12～28	37	6.63			
						小計		37	6.63			
					しらべ	用材	12～28	147	27.27			
						〃	30～54	37	39.44			
						小計		184	66.71			
					かんば	用材	32～54	37	34.28			
						小計		37	34.28			
					なら類	用材	22～30	37	8.11			
						〃	32～54	37	26.54			
						小計		74	34.65			
					用材木計			701	659.75			
					小径木(針)	チップ等		221	92.51			
					小径木(広)	チップ等		2,691	351.25			
小径木計			2,912	443.76								
合計				5.16				3,613	1,103.51			